

## 令和6年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 令和6年12月13日（金）
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 令和6年12月13日 午前8時55分 委員長宣告

### 4. 協議事項

#### 1 付託案件

議案第80号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 財産の取得について

議案第83号 指定管理者の指定について

#### 2 報告事項

(1) 可児市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

(2) 国民健康保険被保険者証の廃止について

(3) 第3期可児市子ども・子育て支援事業計画の策定について

(4) 第4次可児市健康づくり計画の策定について

#### 3 協議事項

(1) 議会報告会について

(2) 視察について

### 5. 出席委員（7名）

委員長	川合敏己	副委員長	渡辺仁美
委員	林則夫	委員	富田牧子
委員	野呂和久	委員	田口豊和
委員	酒向さやか		

### 6. 欠席委員 なし

### 7. 説明のため出席した者の職氏名

福祉部長	河地直樹	教育委員会事務局長	飯田晋司
こども健康部長	大杉美穂	国保年金課長	後藤文岳
学校教育課長	木村正男	高齢福祉課長	宮原伴典
子育て支援課長	野尻康宏	健康増進課長	佐橋紀康
保育課長	可児浩之		

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 鈴木賢司

議会事務局  
書記 中島めぐみ

議会事務局  
書記 中水麻以

議会総務課長 佐藤一洋

議会事務局  
書記 杉山尚示

○委員長（川合敏己君） 定刻前ではありますがけれども、ただいまから教育福祉委員会を開会したいと思います。

皆様、おはようございます。

それではこれより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いをいたします。またマイクのスイッチを入れてからお話してください。

初めに1. 付託案件、議案第80号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（後藤文岳君） おはようございます。

議案第80号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

初めに、9月12日の教育福祉委員会でも御説明させていただきましたが、保険税改正の経緯について少しお話しさせていただきます。

国民健康保険は、団塊の世代の方が75歳到達により後期高齢者医療制度に移行することなど、被保険者数は減少していますが、医療の高度化などにより1人当たりの医療費は増加しています。

現行の可児市の保険税率は、県が示す市町村標準保険料率よりも全体的に低く、単年度収支の赤字が続いているため、国民健康保険基金を取り崩して対応しています。そのため、現在の保険税率では赤字解消は困難であり、国民健康保険基金が枯渇する前に保険税率の見直しが必要となります。

このような状況の中、令和5年11月20日に可児市国民健康保険運営協議会へ可児市国民健康保険税の在り方についてを諮問し、計5回にわたり御議論いただき、令和6年7月29日に答申いただきました。この答申の内容に基づき、令和7年度からの保険税率などを改正するものです。

なお、市町村標準保険料率とは、市町村が県に納める国民健康保険事業納付金などの支出を賄うのに必要な保険料額を確保するための料率で、法令等で定められた統一のルールに基づき、毎年度、市町村ごとに県が算定しているものです。県は、岐阜県国民健康保険運営方針を定め、その中では全ての市町村が令和11年度までに標準保険料率とすることを目指すことになっています。

それでは、資料番号1、議案書2ページから10ページと資料番号4、提出議案説明書1ページを御覧ください。

説明は提出議案説明書でさせていただきます。

(1)の改正の趣旨ですが、国民健康保険被保険者の減少に伴う保険税収入の減少及び将来的な県内市町村の保険料水準統一化に対応するため、保険税額を改めるもの。また、保険税

の減免申請について、災害等やむを得ない理由があるときは、期限後の申請を認めるよう改正するものです。

なお、国が示す保険料水準の統一化とは、岐阜県内のどこの市町村に住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料額となることです。

(2)の改正内容ですが、中段の表を御覧ください。

基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分につきましては、世帯の所得に応じて課税される所得割額、被保険者1人当たり課税される均等割額、1世帯当たり課税される平等割額をそれぞれ改正し、介護納付金課税額分につきましては平等割額のみ改正となります。

内容は、可児市国民健康保険運営協議会から答申いただいたものとなっています。

以後、課税額という言葉省略して説明させていただきます。

なお、基礎分とは一般的には医療分と呼ばれているものです。

条文につきましては、基礎分の所得割額が条例第4条、均等割額が第5条、平等割額が第6条、後期高齢者支援金等分の所得割額が条例第7条、均等割額が第8条、平等割額が第8条の2、介護納付金分の平等割額が条例第11条となります。

平等割額の中に特定世帯、特定継続世帯という項目があります。

これは、国民健康保険被保険者であった方が後期高齢者医療制度に移行したことにより、同一世帯内に国民健康保険被保険者が1人だけとなった世帯を特定世帯、特定継続世帯といひ、基礎分及び後期高齢者支援金等分の平等割額を軽減することとなっています。

対象となってから5年間は特定世帯として平等割額の2分の1、その後3年間は特定継続世帯として平等割額の4分の3を課税しています。条例の中では、特定世帯、特定継続世帯の平等割額も規定されているため、今回改正することになります。

次に、下段の表を御覧ください。

均等割額、平等割額の軽減です。

国民健康保険税の額を算定する際、政令により定められた所得基準を下回る世帯については、均等割額、平等割額の7割、5割、2割を減額する制度があります。

条例第23条第1項では減額する額が規定されているため、今回の均等割額、平等割額の改正により併せて改正することになります。均等割額、平等割額にそれぞれ0.7、0.5、0.2を乗じた金額が減額する額となっています。

2ページを御覧ください。

米印1から3につきましては、米印1が7割軽減、米印2が5割軽減、米印3が2割軽減の対象となる政令により定められた所得基準です。今回改正する部分はありません。

次に、中段の表を御覧ください。

条例第23条第2項に規定されている未就学児の軽減です。

令和4年度から未就学児の均等割額を5割減額しています。なお、低所得世帯に該当する場合は、減額後の均等割額に対して算定しています。改正前、改正後に記載がある未就学児の減額する額の算出は、先ほどお話しした均等割額から7割、5割、2割の軽減額を控除し

て軽減後の課税額を算出し、その5割が減額する額となっています。軽減がない世帯につきましては、均等割額の5割となっています。こちらも均等割額の改正により併せて改正することになります。

次に、条例第25条です。

国民健康保険税の減免で、納期限前の7日までに申請することになっていますが、市長がやむを得ないと認めるときは、申請期限後でも申請できる規定を追加します。

理由としては、災害が起きた際には納期限前の7日までにできない場合などが想定されるため、改正させていただきます。

(3)の施行日は令和7年4月1日です。

議案第80号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明は以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

これより議案第80号に対する質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○委員（富田牧子君） まず前提のところの被保険者数が減少になったと、そこら辺の話ですが、団塊の世代が後期高齢に移ったからということもありましたけど、ほかにも理由はあるんでしょうか。

○国保年金課長（後藤文岳君） 団塊の世代の方の減少と、あと社会保険の適用範囲が拡大されていること、これも要因の一つになってくるということになります。以上です。

○委員（富田牧子君） そうすると、今のほうで言っている150万円まで、103万円の壁を150万円ということで何か案が出ていますけど、それになるともっと減るということですか。

○国保年金課長（後藤文岳君） 国の審議会で議論されている途中であるので、はっきりしたことは言えませんが、社会保険の適用範囲が拡大されれば被保険者数の減少、それに伴う保険料収入の減少につながるというふうに考えています。以上です。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑はございますか。

○委員（富田牧子君） すみません、未就学児の軽減の件ですけど、これは未就学児だけじゃなくて、もっと18歳までの子供ということにはならないんですかね。

○国保年金課長（後藤文岳君） 今の未就学児の減免については、法令などで決められているものになります。国民健康保険の加入者については、収入がない方でも保険料を負担いただいていることになります。そのため、市独自の判断で減免を行う場合は、ほかの加入者に一定の負担を求めることになりますので、今の現状を考えると難しいというふうに考えています。

ただ、もう一点別で、11月25日の全国知事会においては、国民健康保険の子供に係る均等割額の保険料の軽減措置を18歳までに引き上げるということ国に提言されているということがありますので、その辺は御承知おきいただきたいと思います。以上です。

○委員（富田牧子君） 令和11年度までには県で保険料の統一を行って、可児市は今低いから

今回値上げになりますよね。そうすると、さらにまだそっちに向かって段階的に値上げをしていくというお考えなんでしょうか。

○国保年金課長（後藤文岳君） 市国民健康保険運営協議会の答申の中では、令和11年度までに県が示す標準保険税率にするという答申になっています。その間に、令和7年、令和9年、令和11年、3段階に分けてそこに持っていくということで答申を、附帯意見としていただいておりますので、一足飛びに行くというわけではなく、段階的に税率を上げていくという形になります。以上です。

○委員（富田牧子君） 県の話は大分前から始まっていて、それをやったときに可児市の国民健康保険の負担が、増えている部分があると思うんですけど、それはどんな部分でどのように負担が増えているか、ちょっと教えてください。

○国保年金課長（後藤文岳君） もう一度、ちょっと。

○委員（富田牧子君） 保険料の統一に向かって、さっき令和7年、令和9年、令和11年まで上げていくというお話でしたけど、この県で統一するという話になったときがもうちょっと前だったと思うんですね、今より。そのときには県に払う部分でどういう項目が増えたんでしょうか。増えていないですか。別にそのまま統一を目指しますという、今までのままで統一を目指しますというふうな方向になったのか、ちょっとそこら辺があんまり私、頭の中で整理できていないので、教えてほしいんですけど。

○国保年金課長（後藤文岳君） 先ほど富田委員が言われたのは、平成30年度に制度改革で県が共同保険者として財政面を担うということになっていることだと思いますけれども、今現状、県に対して納付金を支払っていますが、それが保険給付費として交付金としていただいております。県内全体の医療費に対して納付金を決めていくという形になりますので、税率を上げるとかそういう話とは、また納付金の話は別の話になるんですけども、標準保険税率というのは納付金など、そういうのを賄うのに必要な保険料率を県が毎年算定しているというものになりますので、その納付金額が、被保険者数が減れば当然金額は減るんですけど、ただ、1人当たりの医療費は増えているという状況であれば、納付金額は減っても保険料率が下がるとかそういう話とはまたちょっと違う部分になるのかなというふうに考えます。以上です。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑はございますか。

○委員（富田牧子君） 何回もすみません。

それで、今回示された値上げの案で、どのくらいの人たちがどれぐらいの影響を受けるんでしょうか。

○国保年金課長（後藤文岳君） 参考数値として聞いていただきたいんですけども、令和6年度本算定賦課時点と同じ条件で新税率をはめて計算すると、約1億9,100万円で10.8%の増収ということになります。単純に増加分を被保険者数で割ると、年間1人当たり約1万600円の増ということになりますけれども、実際は各世帯の構成や所得額などで保険税は決まりますので、世帯によって増加額は異なります。

税率を上げるからといって軽減世帯が増えるとかそういう話ではないですので、あくまで軽減世帯というのはその世帯の所得に対して軽減が判定されるということになりますので、税率によるというものではないということです。以上です。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑はございますか。

○委員（野呂和久君） 先ほど災害ということで例を示していただきましたが、提出議案説明書の改正趣旨では災害等ということで入っておりますが、災害以外で想定されている、またこれまでにこういうことがあったのかというような事例がありましたらお願いします。

○国保年金課長（後藤文岳君） 現実問題、災害等でそういった事例があったわけではないんですけれども、減免の規定の中には、そのほかにも災害だけでなく様々な規定がありますので、その中で当然7日以内にできないという場合もありますので、そういったことを踏まえて、いたずらにその規定を適用するわけではありませんけれども、例外があるということで、そういう規定を今回設けさせていただいたということです。以上です。

○委員長（川合敏己君） では、ほかに質疑がある方お願いいたします。  
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

発言はございますでしょうか。

○委員（富田牧子君） 今まで国保もいろいろ上限が高くなったりというのはあって、それに私も反対はしていなかったんですけど、今回のこの値上げ分を見ても、単純に計算して、1人1万600円の増額だということで、大体、所得の少ない人が入っているのが国保です。

今、賃上げとかいろいろあるけど、なかなかその恩恵に浴さないという状況になっている中で、こういう値上げをするということは、市民の生活に対して大変な負担をかけるということになるので、今回のこの値上げについて私は反対をいたします。

○委員長（川合敏己君） 他に発言はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了します。

これより、議案第80号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第80号は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第82号 財産の取得についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○学校教育課長（木村正男君） よろしくお願ひいたします。

議案第82号 財産の取得について説明をいたします。

資料番号1、議案書の12ページ、委員会資料の2ページを御覧ください。

本件は、Microsoft365のライセンスを購入するもので、条例であります可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定される2,000万円以上の動産の買入れに該当します。入札及び仮契約の締結までは完了しておりますので、今回上程させていただきました。

入札は、令和6年11月7日に指名競争入札で行われ、税込み予定価格3,351万3,480円に対し、落札率95.9%、3,214万9,975円で落札されました。

相手方は、東京都港区海岸一丁目7番1号、ソフトバンク株式会社、代表取締役 宮川潤一様でございます。

本件で調達するMicrosoft365ライセンスは、ワードやエクセルなどのオフィス製品やコラボレーションツールであるTeamsなど、1人1台タブレットの利用に必要となるもので、教職員用の650本を5年分調達いたします。

本ライセンスは、学生特典により教職員用ライセンス1本につき児童・生徒用ライセンス40本までは無償で利用することが可能です。そのため、予備機を含む児童・生徒用タブレットは9,003台ございますので、その9,003台にはこの特典ライセンスを使用いたします。

説明は以上でございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

これより議案第82号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） Teams、これの内容はどんなものですか。

○学校教育課長（木村正男君） このTeamsはタブレットの中に入れるソフトのことでありまして、クラス単位や学年単位など任意のチームと呼ばれるグループを作成することで、チーム単位でメッセージのやり取りや、ファイルやカレンダーの共有、またはビデオ会議などを通して協働的な学びをすることができる、そういうツールでございます。以上です。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑はございますか。

○委員（野呂和久君） 入札の状況というか、中身的には可児市のホームページのほうでも確認させていただいたんですけど、ほとんどのところが辞退ということで、残ったこの1者のみで落札されているということなんですけど、予定価格よりも金額的には抑えられていますが、入札の辞退をされた、1者ということなので、状況の説明はちょっと難しいかなとは思いますが、どんなあれだったのか、もし分かればいいんですけども、教えていただきたいです。

○教育委員会事務局長（飯田晋司君） 入札状況については、こちらのほうではちょっと把握しておりませんので、御説明できる状況にはないということで御承知おきいただきたいと思います。以上です。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑はございますでしょうか。

[挙手する者なし]

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

発言はございますでしょうか。

[挙手する者なし]

討論を終了いたします。

これより、議案第82号 財産の取得についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第82号は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第83号 指定管理者の指定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） 資料番号1、議案書の13ページ、議案第83号 指定管理者の指定についてです。あわせて、教育福祉委員会資料3ページの指定管理者の指定に関する資料も御覧ください。

この議案は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間に係る福祉センターの指定管理者について、令和6年10月17日に行われた可児市指定管理者選定評価委員会において、指定管理者の候補団体として選定された株式会社技研サービスを指定管理者に指定するための議決をお願いするものです。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

それでは、これより議案第83号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） この株式会社技研サービスは、名古屋市においていろいろありましたよね。中学生の部活で研修をしていない指導員を派遣したということで、10月以降、この名古屋市の小学校の部活なんですけど、初めは8区担当していたんですけど、それから2区に減らされたということで、中村区と熱田区だけまだここから指導員を派遣してもらってやっているということで、指導員が指導をしないでパソコンで別の仕事をしていたと。これは部活のことなんですけど、そういうふうなことがあるんですけど、そういうことについてはどうお考えですか。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） ちょっと名古屋市の案件については、私のほうも詳細には把握はしていないんですけども、そのような不適切な対応についてはあってはならないことだという認識は持っております。

今回、こちらの福祉センターの指定管理、現状株式会社技研サービスにおかれましては1期目、2期目と、今10年やっていただいておりますけれども、その過程において問題となるような事例は一件もありませんし、適切な運営をされております。

また、株式会社技研サービスは、県内の、岐阜県をはじめ岐阜市役所の物件の指定管理も引き受けて、そちらのほうも良好な運営をされているということもありますので、福祉センターの候補団体としては適切な団体であるという認識を持っております。

○委員（富田牧子君） ほかには応募はなかったですかね。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 株式会社技研サービス1者のみの応募だったということになっております。

○委員（富田牧子君） これ、ここが5年前にやるときもこの教育福祉委員会で話があったんですね。その中で、この会社が、どの部分だったかな、点数化して審査をするわけですけど、ある部分の点数が低かったと、サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果が15点満点のところ、選定業者は得点11.6点になっていたと、こういうふうに当時の田原理香さんが教育福祉委員会の委員長ですけど、述べているわけです、5年前。

そのようにやはりいろいろ問題点はあると思うんですけど、この5年間でそこら辺は改善されて、今度の指定管理のところで点数評価したときに、そこら辺はよかったですか。これはサービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果という、その点数なんですけど。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 今回の選定委員会におかれましては、株式会社技研サービスは全ての項目で基準点を、基準点というのは6割なんですけれども、6割の点を上回っていたということで、市民サービスの向上等を図る、また自主事業の部分についても積極的に、高齢者を対象にしたスマートフォンの教室とかそういった新たな教室とかも開設されたりというような事業展開で、利用者の満足度も非常に高いというアンケート結果を見せていただいたことでもありますので、そういった部分において評価されているものだというふうに考えております。

○委員（富田牧子君） それから、そのときには収支に関して不明な点があったというふうなことも書いてありましたけど、そこら辺は、この会社が出された資料は明瞭になっておりましたでしょうか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 指定管理者選定評価委員会のほうでも税理士等がいらっしゃいまして、そちらの方が目を通していただきまして、収支においては問題ないという判断をされております。

○委員（富田牧子君） 福祉センターの管理ということなんで、先ほど言った小学校の部活の指導者とかということとはちょっと違うと思うんですけど、要するに、あれもこれもいろいろやって、手を出して、不十分なところがあるというふうに私は思うんですね。ここしか応募がなかったということは大変残念なことですけど、一つ決まったらずっとそこになってしまおうというのはいかがなものかなと思うんです。

現にこことは関係ないかもしれないけど、不祥事は起こしているんだから、会社として本当に管理がきちっと行き届いているか、いろいろ派遣するときに、そういう人の教育もきちっとやっているかということ非常にやっぱりもっとしっかり調べなきゃいけないと思いま

すし、先ほどの小学校の話はネットニュースに載っていたんですけど、それを知らないということは、ちょっといかなのじゃないかなというふうに思います。ここがやったことですかね。

それから、私の経験として、掃除が行き届いていないということがありました。外国籍の方々がそこでパーティーをやった後、部屋が汚くてべたべた汚れていたというのが経験としてあって、あまり行き届いてない、そこら辺の掃除なんかは。ということなんで、衛生面をもっときちっとやっていただくように、ぜひよく見ていていただきたいなというふうに思いました。以上です。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） 今、御指摘いただいた掃除の面、外国籍の方の御利用も非常に多くて、現場のほうの声としまして、外国籍の方が使用された後の部屋が比較的汚れていることが多いという現状を把握されておりますので、利用者の方への注意喚起と、あと後の掃除については、以前、これを指摘されていることは私も承知しておりましたので、株式会社技研サービスのほうには徹底するようにはお話しさせてもらっておって、以降、そういった報告はないので、よっぽど改善されているかなとは思っております。

また、あそこで働いている従業員の方々、私もあちらの会議等で行った際は顔を出してお話しさせてもらいますが、今のマネジャーの方も、若い女性ですけれどもしっかりされた方ですので、そういった社員教育においては適切にやられているものだというふうに把握しております。以上です。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑はございますか。

○委員（野呂和久君） 前回、令和元年に同じように評価をされていて、前回はこの必須項目という項目がなかったと思うんですけど、それ以外が選考項目として、必須項目と選考項目で評価がこういう形で分かれているわけですけど、これは何かそういう評価するあれが変わったということなんですかね。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） ちょっと前回の評価表、今手元にないのであれなんですけど、私の認識としましては、前回も必須項目という項目自体はあったものだという認識であったんですが、今手元にないので詳しくは言えませんが、ひょっとしたら前回の資料の表記の仕方がちょっと今回と違っている部分もあったのかもしれませんが、必須項目というものは基本的にはあるものだという認識であります。

○委員長（川合敏己君） 基本的に同じであるということですね。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） はい、そうです。

○委員長（川合敏己君） 野呂委員、よろしいですか。

○委員（野呂和久君） 前回の項目が10項目で今回も10項目なので一緒に、今回の必須項目は、前回の選考項目でいうと1番、2番目の項目が今回の上の必須というふうでなっていて、前回の9番、10番目のところが今回の下の必須というふうで数字が載っていたので、私見ているので分かるんですけど、すみません、その審査内容がどうだったのかなという、必須ということなので高い得点を求められているのかなということ、ちょっとその後、その中身

を聞きたかったんですけど、前回と一緒にということであれば、分かりました。以上です。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） 大変分かりにくいところがありまして申し訳なかったんですが、必須の部分については、今回点数配分はなくて、あくまでもこれが、必須項目で上げられている項目が整っていない場合は、そもそも選考団体とならないという部分ですので、これがクリアされている上で初めて選考のほうの項目の点数配分が行われるという形になっている配点となっております。

○委員長（川合敏己君） 暫時休憩します。

休憩 午前9時32分

---

再開 午前9時33分

○委員長（川合敏己君） 会議を再開いたします。

他に質疑はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了します。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了いたします。

これより、議案第83号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第83号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

議事の都合により、暫時休憩といたします。

休憩 午前9時34分

---

再開 午前9時35分

○委員長（川合敏己君） 会議を再開いたします。

次に2. 報告事項ですが、議題にはありませんけれども、急遽、高齡福祉課から報告事項の申出がございましたので、報告事項4の後に報告をお願いしたいと思っております。

それでは、1. 可児市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定め

る条例の一部改正についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明をお願いいたします。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） こちらの事項につきましては、来年の3月議会のほうで条例改正の議案上程をさせていただくものになっております。

その内容としましては、介護保険法施行規則等の改正がありまして、地域包括支援センターの職員配置、その部分が今、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師という3職種の配置というものが必置となっておりますが、その部分の職員の確保が全国的に専門職の確保が非常に厳しい、いわゆる欠員を生じている地域包括支援センターが全国的にはあると。可児市内では、その3職種全て整っておるわけなんですけれども、欠員が生じているところがあるということで、その部分の柔軟な職員配置を進めていくという趣旨の介護保険法施行規則等の改正がされましたので、それを受けた内容の条例改正をさせていただくものになっております。

詳しくはまた3月議会のほうで上程し、また御説明させていただくことになるかと思えます。本日は以上の報告となります。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項2. 国民健康保険被保険者証の廃止についてを議題とします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（後藤文岳君） 報告事項2. 国民健康保険被保険者証の廃止について御説明いたします。

委員会資料5ページを御覧ください。

健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法が令和5年6月9日に公布され、施行期日を令和6年12月2日とする施行期日政令が令和5年12月27日に公布されました。

そのため、令和6年12月2日以降は健康保険証の新規交付、紛失等による再交付ができなくなりました。なお、1年間は経過措置として現在の被保険者証は利用できますが、有効期限のあるものについてはその期日までとなります。

可児市国民健康保険の場合、一部70歳、75歳到達の方の有効期限は異なりますが、基本は令和7年7月31日までのものを交付しています。

被保険者証の交付ができなくなったことにより、代わって資格情報のお知らせ、資格確認書を交付することになりました。国民健康保険における資格情報のお知らせ、資格確認書の交付対象者は、国民健康保険の全被保険者で、被保険者のマイナンバーカードの取得の有無、マイナ保険証利用登録の有無によって交付するものが異なります。

まず、パターン1. マイナンバーカードを取得し、健康保険証をひもづけしている方には、資格情報のお知らせを交付します。

資格情報のお知らせは、自身が加入する健康保険の情報が記載してあるものです。基本的に、マイナ保険証で受診しますが、マイナンバーカードの読み取りができなかった場合や、読み取り機器がない医療機関等を利用する場合に、マイナンバーカードと一緒に提示するもので、資格情報のお知らせのみでは受診はできません。

参考例で資格情報のお知らせを載せています。

右下の点線部分を切り取っていただき、携帯いただくこともできます。

6 ページを御覧ください。

パターン2. マイナンバーカードを取得していない、または取得しているが健康保険証をひもづけしていない方には資格確認書を交付します。

資格確認書は、現在の被保険者証と同様に、記号番号、氏名、生年月日、住所、保険者番号、有効期限などの事項が記載してあり、単体で保険診療受診ができます。可児市国民健康保険は、現在の健康保険証と同じ紙のカードサイズで交付します。

こちらも参考例として資格確認書を載せています。

次に発送の時期です。

可児市国民健康保険では、現在持っている被保険者証の有効期限を迎える時期に、被保険者証の状況パターン1、パターン2に合わせて資格情報のお知らせ、資格確認書のどちらかを送付します。多くの方が現在の被保険者証の有効期限を迎える来年の7月に送付することになります。

次に、マイナンバーカードに健康保険証をひもづける方法ですが、スマートフォンやパソコンからマイナポータルで利用登録する。医療機関や薬局にあるマイナンバーカードを読み取る機械で利用登録する。セブン銀行ATMで利用登録するという3つになります。

最後に、マイナンバーカードの健康保険証のひもづけを解除する方法ですが、可児市国保の場合は、国保年金課で解除申請ができます。解除申請者には資格確認書を交付することとなりますが、現在は有効な国民健康保険被保険者証をお持ちの方には交付していません。なお、中間サーバーに情報を登録して処理するため、解除されるのは登録後の翌月末、申請から約一、二か月後となります。

報告事項2. 国民健康保険被保険者証の廃止についての説明は以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

それでは質疑、ございますか。

○委員（富田牧子君） 資格確認書は有効期限というか、それはどういうふうになるんですか。

○国保年金課長（後藤文岳君） 資格確認書の有効期限、例えば7月31日、今の現行の被保険者証が7月31日までですので、8月1日の交付が資格確認書の交付日になるんですけども、その有効期限は1年間、7月31日までという形になって、今の被保険者証と同じサイクルの期間ということになります。

○委員（富田牧子君） そうしたら、来年、私も7月31日までの国保なんですけど、資格確認書をもって、その次の年の7月31日まで、そうしたら、またそのときに新たに資格確認書

が来て、またということなんですか、これ。

○国保年金課長（後藤文岳君） そのとおりなんですけれども、なぜそのようなサイクルにしているかといいますと、70歳から74歳までの方は所得に応じて負担割合が変更になります。その負担割合が変更になる時期が、サイクルが、8月1日から7月31日までというサイクルで所得を見る年度が替わりますので、そういったサイクルですので、資格確認書や今の現行の保険証の有効期限のサイクルが8月1日から7月31日までという形になっています。以上です。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項3. 第3期可児市子ども・子育て支援事業計画の策定についてを議題とします。

この件に関して執行部の説明をお願いいたします。

○子育て支援課長（野尻康宏君） よろしくをお願いいたします。

委員会資料の7ページをお願いいたします。

今年度策定作業を進めております第3期可児市子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメントの実施に当たりまして、計画案を御説明いたします。

まず資料の1項目め、計画の役割でございますが、今回策定をいたします子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村計画でございます。

同法では、国が定める基本方針に即して、5年を1期として計画を策定することとされておりまして、現在の第2期計画が今年度で終期を迎えますことから、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする第3期の計画を策定するものでございます。

計画の内容につきましては、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について、計画期間である今後5年間の利用量の見込みに応じた提供体制を示すものになります。

また、現在の第2期計画につきましては、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、また、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画を兼ねるものとして一体的に策定、運用をしております、第3期の計画につきましても同様に一体的に策定をいたします。

次に、1つ項目を飛んでいただいて、3つ目の第3期の特徴の部分ですが、現在の第2期計画では、基本理念を「マイナス10カ月からつなぐ まなぶ かかわる 子育て」とし、つなぐ、まなぶ、かかわるの3つの取組の柱と5つの重点課題プラス1ということで課題の分類をしております、それらに沿って各種の取組を掲載いたしております。

次の第3期計画では、これらの取組を継承しつつ、令和5年4月に施行されましたこども基本法の基本理念でもあります子供の権利擁護などの考え方を踏まえまして、計画の基本理念を「“可”能性あふれる“児”どもがそだつまち 可児～可児っ子の笑顔をみんなで支えるまち～」としております。

そして、この基本理念を具現化する施策の体系としまして、従来のつなぐ、まなぶ、かかわるを新たに4つの柱立てに整理をし直しております。この4つの柱立てにつきましては、1つ項目戻っていただいて、2つ目の計画の理念などの部分を御覧いただきたいと思います。

基本理念を形にする体系の部分になりますけれども、1つ目の柱といたしまして、子どもが笑顔でいられる社会の形成というものを掲げております。

こども基本法やこども大綱が目指すこどもまんなか社会、あるいは市政経営計画の重点方針にもございます子どもの笑顔づくりなどを踏まえまして、子供の権利擁護や多様な居場所づくりに取り組むことを記載いたしております。

次に、2つ目の柱といたしまして、子育て家庭支援の充実としております。

こちらにつきましては、従来からのマイナス10カ月からの子育て支援の取組を中心的に継承する部分でございまして、支援の必要性が高い家庭を含めて、全ての子育て家庭を妊娠期から切れ目なく見守り、支える取組というものを掲載しております。

続きまして、3つ目の柱としまして、教育・保育環境の整備ということで、乳幼児期の教育・保育環境及び小・中学校の教育環境の充実に向けた取組を記載いたしております。

最後に、4つ目の柱としまして、地域で支える体制・環境づくりということを掲げております。

こちらにつきましては、従来のつなぐ、まなぶ、かかわるのうち、かかわるの部分に相当するところございまして、行政だけでなく、地域ぐるみで子供や子育て家庭を見守り、支えるための環境整備について記載をいたしております。

以上のとおり、第3期計画では、4つの柱立てとそれぞれに目標を2つずつぶら下げる形で新たに体系を整理いたしております。

次に、計画の構成ですけれども、別途お配りをしております計画案をお願いいたします。

計画案資料データの2ページを御覧ください。

こちらが計画書の目次の部分になっております。

現在の計画案といたしまして、第1章から第5章までの5つの章立てとしており、第1章部分については計画の概要、総論部分になります。第2章が統計データやニーズ調査に基づく現状課題、第3章が計画の基本理念や全体の体系、そして第4章が計画の体系に沿って各種事業の展開ということで、先ほど申し上げました4つの柱ごとに関連する取組を、主に市の予算事業ベースでまとめております。そして、最後の第5章が法に基づく子ども・子育て支援事業計画の本体部分という構成といたしております。

次に、第2期計画からの大きな変更点ということで、計画案の第5章の部分ですけれども、子ども・子育て支援事業計画の本体部分で、地域子ども・子育て支援事業のメニューで新たに追加されたものがございますので、その点について御説明をいたします。

同じ計画案資料データの34ページをお願いいたします。

こちらのページの中段以降に地域子ども・子育て支援事業のメニューを簡条書で記載しておりますけれども、その簡条書のうち、下から数えて5つ目になります子育て世帯訪問支

援事業、こちらから下の5つのメニューが、国の法改正等により今回新たに追加をされた事業メニューということでございます。

まず1つ目の子育て世帯訪問支援事業につきましては、訪問支援員が家事や子育てに不安や負担を抱える家庭を訪問し、悩みを聞いたり、家事・子育ての支援を実施したりすることにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐ事業でございます。

この事業につきましては、本市では本年5月から事業開始をいたしております。

次に、2つ目の親子関係形成支援事業につきましては、子供との関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者とその子供に対し、情報提供や相談を行うとともに、同じ悩みを抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談、共有し、情報を交換できる場を設けるなど、親子間の適切な関係性の構築を図る事業でございます。

こちらの事業につきましても、既に同種の取組といたしまして、本市では生後2か月から5か月までの初めての赤ちゃんを育てているお母さんを対象としたBP1プログラムというものを実施しておりますけれども、来年度以降については、この親子関係形成支援事業ということで、対象者を拡大しながら継続していきたいと考えております。

次に、3つ目の妊婦等包括相談支援事業につきましては、これは既に出産・子育て応援事業の中で伴走型相談支援として実施をしている全ての妊産婦との面談や情報提供などといった取組が、新たに法律に基づく事業として位置づけられましたので、この計画にも掲載することとなったものでございます。

次に、4つ目の乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度につきましては、既に御承知のとおり、令和8年度からの全国的な本格実施に向けて現在準備を進めております。

最後、5つ目の産後ケア事業につきましては、こちらも既に事業を実施しておりますけれども、今回新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられたことから掲載をすることとなったものでございます。

それから、同じ34ページ一番上のほうに1. 提供区域の設定ということで、その下に本文がございますが、その本文の最後の「なお」から始まる部分、そちらのほうに記載がございますけれども、今回の追加メニューとしても一つ、児童育成支援拠点事業というものがございます。

この事業は、虐待リスクが高い、あるいは不登校など養育環境などの課題を抱える、主に学齢期の児童を対象として児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行うという事業でございますが、こちらにつきましては、現時点で本市での具体的な実施予定がございませんので、将来的に事業が具体化した時点で本計画を改定するなどの対応を考えております。

それでは、委員会資料のほうにお戻りをいただきまして、資料の8ページをお願いいたします。

最後に、これまでの検討経過と今後のスケジュールについてでございます。

本年1月に教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の今後の必要量を算出するた

めの子育て世帯アンケート調査を実施し、計画案の作成を進めてまいりました。また、9月の本委員会でも報告、あるいは子ども・子育て会議の開催を経て、現在の計画案をまとめているところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、本日の報告の後に、来週18日に子ども・子育て会議を開催予定しております、そちらで計画案の答申をいただき、年明け1月にパブリックコメントを実施した上で、3月には内容を確定したいと考えております。

説明については以上でございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

それでは、この件に関して質疑ございますか。

○委員（富田牧子君） 健康に関して、飲酒とかたばこについては触れられているんですけど、私、毎回言うんですけど、薬物についてどうしてこれは書かれないのかなと思って、この間もテレビでやっていましたよね。誰かうちですごくたくさん大麻草を栽培していたという、まだ未成年だったと思いますけど、そういうのがテレビのニュースで報道されたように、薬物の危険は物すごく関わりあると思うんですね。子ども・子育てのこの範囲から外れているということではなくて、子供が育っていく上で大変危険なので、たばこや、それから飲酒と同じように薬物についてもぜひ触れてほしいなと思っているんですけど、どうでしょうか。

○こども健康部長（大杉美穂君） 富田委員、すみません。

今の御質問ですけれども、恐らく次に説明をします可児市健康づくり計画のところだと思われまますので、子ども・子育て支援事業計画のほうでは、健康づくりということは大枠では取ってあるんですけれども、詳しくはまた健康づくり計画のところで御説明をすることになると思いますので、すみません、よろしくお願いたします。

○委員長（川合敏己君） 今のは次のところで書かれているので、今回、第3期の中では取り上げていないという、そういう答弁ですか。

○こども健康部長（大杉美穂君） そうです。すみません。

○健康増進課長（佐橋紀康君） 今、部長が健康づくり計画で取り上げていると申し上げたんですけれども、健康づくり計画のほうでは薬物については触れておりません。恐らく富田委員は、前回の健康づくり計画の説明の6年前のときに、薬物を健康づくり計画で取り上げろという話をなぜ取り上げないんですかという御質問をされているんですね。そのときに健康づくり計画のほうでは取り上げていませんので、これは教育のほうじゃないかとかそういう話をさせてもらっていると思うんですね。それに対する富田委員が今、子育てのほうの質問ということをされたと思いますので、今の部長の質問に対する回答は訂正させていただきたいんですが。

それで、今申し上げたとおり、健康づくり計画のほうでも触れておりませんもんですから、その辺ちょっと富田委員、よろしくお願いたしますということで、一旦お戻しします。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

それでは、先ほどの富田委員の質問に対して、子育て支援課長、お願いたします。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 子ども・子育て支援事業計画は、今回御報告させていただいている案の中では、委員おっしゃるとおり、薬物ですとかそういったものを具体的な言及は今もお話に出ましたとおり、今の案ではしておりませんが、先ほど部長からも申し上げたとおり、個々の事業の中で、青少年育成の取組ですとか、そういったところの中で具体の事業の中で展開をしていくというものだと思いますので、今の計画案の中で、この部分を殊さら強調するというような部分がなかなかちょっと掲載内容としては難しいのかなというふうにも思いますので、個々の具体事業の展開の中で取組を進めていければというふうに思いますので、御理解をいただければと思います。以上です。

○委員（冨田牧子君） やっぱりそれはすごく重要な問題で、親が知らなきゃいけないわけです。そのことについてもっともっとみんなが子育てをしていく上で。どこでどういうふうに子供たちがそういうことに遭遇するかも分かりませんし、そういうことで道を誤るかもしれないし、本当にこれ危険なんですね。

だから、ずうっと前から言っているんですけど、どうしてそこに入れられないのかというところは、とても私としては不思議な感じがいたしますけど、青少年育成でも確かにいろいろビデオを見たり、私たちもしました。その危険性についてもすごく触れられていますので、どこか市のところでそういうことを啓発するというか、何かしていただくことが必要じゃないかなと思いますので、一度またいろいろ検討していただければと、その点について思います。以上。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 私も少年センターの運営委員等も参加させていただいております。そういった中でも警察署のほうの最近の動向でも、やっぱり青少年のオーバードーズですとか、そういった問題、非常に課題としては大きいという捉えをされているということは承知をしておりますので、計画の中でということはなかなか難しいというか、先ほど申し上げたとおりですけれども、個々の取組の中でしっかりと取り組んでいくように、また関係機関とも連携をしたいと思っておりますし、今、家庭相談等の中でも、そういった心配のある子は、県の子ども相談センターとも連携しながら、具体的に把握したところについては対応等もさせていただいておりますので、引き続きそういったものも取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑は。

○副委員長（渡辺仁美君） 新たな計画案は、子供の人権とか教育に寄っていった期待の持てる案だと感じました。

1点お尋ねしたいのは、地域子ども・子育て支援事業で、事業メニューで新たに加わったもの、例えば今までもファミリー・サポートもそうかしら、あと支援員さんがおうちに来てくださるとか、そういった説明がありましたけど、新たに期待できる内容があったら、さらに詳細をお願いします。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 先ほど御説明の中でも触れさせていただいたとおり、今回ちょっと1つ、市としてはまだちょっと着手ができない事業があるんですけれども、全部で

は国のほうで6つ新たに事業メニューが加わっておりまして、子育て世帯訪問支援事業につきましては、先ほど申しましたとおり、本年5月から取組を進めておりますし、また、恐らくこういった事業メニューが新しく増えているということは、それだけ子供や子育て家庭を取り巻く環境も非常に厳しいものがあるということを経験していることだろうと思っておりますので、新たな事業メニュー、出てきたものは当然着実に実施をしていきたいと思っておりますし、また地域独自の取組ということも当然必要なものについては、今後取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○副委員長（渡辺仁美君） ありがとうございます。

先ほども申されていたけど、初めての出産・育児の方とか、やはり不安が多いと思いますし、どうしても近所とか家族との薄い関係の中で、本当に不安に思っている方をそうやってピックアップされて、訪問による支援は本当に大事だと思いますので、引き続きお願いします。以上です。

○子育て支援課長（野尻康宏君） ありがとうございます。

先ほど少し触れましたけれども、BP1プログラムというものを既に実施しておりまして、初めて子供が生まれた方、お母さん、お子さんと一緒に参加していただくプログラムなんですけれども、やはり参加者の方の声を聞いていますと、なかなかふだん同じ年頃のお子さんを育てているお母さんと交流する機会がやっぱり少ないということで、自分だけ悩んでいたのが、いろんなほかのお母さんとお話することで自分だけじゃなかったんだというようなことで安心をされるというような声も非常に聞いておりますので、こういった取組も先ほど申しましたとおり年齢層もちょっと拡大をしながら、そういった孤立防止という取組も一生懸命進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（川合敏己君） ちょっと暫時休憩をお願いします。

休憩 午前10時03分

---

再開 午前10時04分

○委員長（川合敏己君） 会議を再開いたします。

それではほかに。

○委員（酒向さやか君） 児童育成支援拠点事業についてはというところで、虐待リスクや不登校など学齢期の子供を対象とした事業だけど予定はないという、この予定はないのはどうしてでしょうか。

○子育て支援課長（野尻康宏君） これは国が一応そのガイドラインといいますか、この事業に該当する事業としての要件を一応示しておりまして、その中では子供がそういった形で過ごせる場所を確保するということと、そちらは国の要件としては週3日以上、その中で学校がない土・日も含めて開所をするといったようなこと、あるいは当然そこには指導員等も人的な配置もしないといけなかったりですとか、これは望ましいということなんですけれども、浴室とかシャワーを整備したほうが良いといった、そういった要件が示されておりまして、

なかなかちょっと今の可児市の現状でそういった施設的な部分もそうですし、人的な配置も直営・委託を含めてなかなかちょっと見通しが難しいということで、これ県内の市町村も今いろいろ調べているんですけど、県内でも今のところ具体的に来年度から実施予定をしているところはないということをお伺いしておりますので、なかなかちょっとハードルが高い事業かなということで、もう少しちょっと環境を見ながら、ここまでは行かないにしても、当然居場所づくり等は進めてまいるんですけども、この事業についてはもう少しちょっと様子を見ながらということを考えていければと思っております。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

他に質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項４．第４次可児市健康づくり計画の策定についてを議題といたします。

この件に関して執行部の説明をお願いいたします。

○健康増進課長（佐橋紀康君） 可児市健康づくり計画の策定について説明させていただきます。

委員会資料の９ページを御覧ください。

健康づくり計画策定の趣旨です。

可児市健康づくり計画は、市町村健康増進計画と位置づけられる第３次可児市健康増進計画と市町村食育推進計画と位置づけられる第３次可児市食育推進計画の計画期間を併せて、平成31年度、第３次計画として策定されました。

令和６年度にその計画終期を迎えることから、それぞれの計画の評価・見直しを行います。第４次計画では、国や岐阜県の動向や関連計画、また可児市市政経営計画との整合性を図り策定しています。計画期間は令和７年度から令和12年度の６年間になります。

２番、基本的な考え方です。

内容は、国や県の方針や市の第３次計画から引き継ぐものと同じものが多くなっています。

目的は、全ての市民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現です。国では全ての国民が、県のほうでは全ての県民がというような感じになっております。

基本理念は、「わたしと あなたと みんなで ささえる すこや可児」です。最後の健やかにのかにと可児市をかけております。

基本的な方向性は、健康寿命の延伸と健康格差の縮小です。

健康寿命とは、日常生活動作が自立している期間の平均、要介護２となるまでの期間を健康としています。健康格差とは、地域や社会経済状況の違いによる集団間の状態の差を言います。

基本目標です。

基本目標は、１．健康的な生活習慣の実践、２．健全な食生活の実践。

重点方針は、１．生活習慣病等の発症予防と重症化予防。２．多様な暮らしを支え、生涯

を通じた心身の健康を守る食育の推進です。

計画の概要です。

取組方針を健康増進計画と食育推進計画に分けて示しています。

健康増進計画では、1つ目が健康づくり・介護予防のための生活習慣の見直しと改善です。栄養・食生活（飲酒）、身体活動・運動、休養・睡眠・こころ、歯と口腔の健康、これら4つの分野の生活習慣について、個人の行動を見直し、改善を図ります。

2つ目が、生活習慣病等の発症予防と重症化予防の推進です。循環器病、糖尿病、がんなど生活習慣病発症リスクの早期発見、重症化予防の対策に取り組みます。

3つ目が、みんなで取り組む、心とからだと暮らしを守る食育の推進です。こちらは食育推進計画で取り組みます。

4つ目が、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの推進です。世代の特徴として明らかになっている特に重要な課題に対応します。

ライフコースアプローチとは、胎児期から高齢期に至るまで、人の生涯を経時的に捉えた健康づくりをすることです。特徴ある健康課題を抱える年代を重点強化対策者として位置づけ、働きかけることによって、生涯の健康維持を目指します。

5つ目が、社会環境の質の向上です。健康づくり支援団体、学校、教育機関、企業、関係機関などとの連携、市民の主体的な活動の取組を支援することとしています。

ただいま申しあげました4つ目と5つ目が第3次計画との違いであり、第4次計画の主なポイントとなります。

その下、食育推進計画では、1つ目が食で育む健康なからだ・豊かな心です。生活習慣病の発症予防と重症化予防をし、塩分や脂質、糖質の過剰摂取を抑えた栄養バランスのよい食生活を推進します。

また、ライフステージ別の食の課題に応じた食育の推進として、妊産婦、乳幼児から高齢者に至るまで、ライフスタイル、多様な暮らしに対応した食育を推進します。

2つ目が、食でつながる元気な地域です。地域社会における社会・環境・文化の視点を踏まえた持続可能な食を支える食育の推進のため、教育関係者、生産者、企業、ボランティアなどと連携・協働を呼びかけて、関係者相互の情報、意見交換を促進することとしています。この2つ目が食育に関する新しい取組になります。

このライフステージというのは、人の一生における各段階、それぞれの年代で起こる食の課題等にその都度取り組み、解決していくことで生涯の健康を目指します。

次のページ、裏面を御覧ください。

計画の概念図です。

その下半分の台形の枠の中を御覧ください。

緑色の円を描く形で次世代、青壮年期、妊娠期、高齢期、それが時計回りでつながっております。これはライフコースアプローチとして、それぞれの年代のそれぞれの特徴、課題に切れ目なく対応していくことを表しております。

次のページを御覧ください。

11ページ、検討経過です。

この計画の策定に当たり、令和5年10月に市民アンケート、令和6年1月に関係団体のアンケートを実施しました。5月から11月に策定委員会を3回開催し、計画案を協議して本日に至っております。今後、令和7年1月パブリックコメントを募集し、4月公開の予定であります。概要については以上となります。

続きまして、計画冊子の構成と内容を一部抜粋して説明させていただきます。

別紙計画案のほうを御覧ください。

表紙を1枚送った最初のページの目次を御覧ください。

内容ですけれども、第1章、計画の策定に当たって、第2章、可児市の状況、第3章、第3次可児市健康づくり計画の評価、こちらが第3次計画における指標の達成状況と評価を説明しております。第4章、第4次可児市健康づくり計画の基本的な方向、これが先ほど説明いたしました概要とほぼ同じ第4次計画の基本的な考え方や概念図を掲載しております。

1枚めくっていただいて、第5章、第4次可児市健康増進計画、こちらが健康増進計画の本編となります。次が、第6章、第4次可児市食育推進計画、これが食育推進計画の本編となります。続いて、第7章が計画の推進。

以上、7章立てに資料編を加えた全121ページとなっております。

このレイアウトの見本ということで、1つ項目を取り上げて説明させていただきます。

そのまま計画冊子の53ページまでお進みください。

1. 健康づくり介護予防のための生活習慣の見直しと改善というその項目のページを見本に、どういった構成をしているかという話をさせていただきます。

○委員長（川合敏己君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時16分

---

再開 午前10時16分

○委員長（川合敏己君） 会議、再開いたします。

○健康増進課長（佐橋紀康君） 失礼しました。57ページです。

まず関係する対策の方向性等を本文前文において、点線の四角の囲みの中、こちらの中でライフコースアプローチも踏まえた可児市民の課題を箇条書にまとめております。

この可児市民の課題の内容というのは、第3次の評価、可児市の現状、動向を反映しております。

次のページにお進みください。

58ページ、59ページを御覧ください。

ここではデータを分析し、重点強化対象者の現状を把握し、課題につなげた経緯や根拠が分かる情報を掲載しています。

左の列が対象とする年代を示しています。

次のページ、60ページ、61ページを御覧ください。

60ページの上、具体的な取組の方向というところにおいては、個人の行動と健康状態の改善と社会環境の質の向上に分けて、前で述べた課題への対応を記述しております。

個人の行動改善に向けては、個人が属する集団への働きかけである普及啓発や教育の実施を進めます。個人ごとの個別指導の実施においては、個人に出会える機会を利用したり、リスクのある人を対象に絞って指導を実施したりすることなどを進めていきます。

社会環境の質の向上に向けては、市民がこういった環境であれば自然と健康につながっていくというようなことの状態をイメージした各種の整備を上げております。

61ページを御覧ください。

ただいま説明しました具体的な取組方向を、さらに具体的な対策内容を記載した一覧表となっております。

どのような対策内容か、対象はどの年代を狙うのか、どの機関が対応するかということが分かるようになっております。

重点対象について、健康増進計画のライフコースアプローチとしては、次世代、青壮年期、高齢期、そして妊婦、女性と分けて、事案ごとの重点対象者はグレーの網かけとなっております。

食育推進計画では、県の計画に沿ってさらに細かく8つの年代区分としております。

このページの表の右上のほうを御覧いただくと、次世代、青壮年期、高齢期等と分かれて書いていますので、分かりやすいかと思えます。

このページの下の方に行きますと、社会環境の質の向上というところ です。

連携状況や地域の動き、具体的に分かるように、市の担当課だけでなく、連携・協力機関を記載しております。人々が自然に健康になれる環境づくりやつながりづくりに取り組みます。

そして、次のページの62ページを御覧ください。

指標一覧となっております。

それぞれの項目ごとに現状値を踏まえ、6年後、令和12年度の目標値を掲げております。

目標値は主に国や県の数値を参考に設定しています。重点対象者にグレーの網かけをしております。健康増進計画、食育推進計画とも同じでございます。

このように113ページまで同様に項目ごとに課題や現状、取組と指標等が記載してあります。全10分野79指標になります。そのほか項目の詳細は省略させていただきます。各分野の施策の展開に当たっては、目指す結果を指標として設定し、取組を進めます。

最後、114ページを御覧ください。

第7章の計画の推進という部分になります。

本計画は、健康増進課を中心に関係部課が関係機関等と連携し、取組を進めます。毎年の進捗状況を、健康づくりに関わる団体等で構成される可児市健康づくり推進協議会、可児市食育推進連絡会議などで報告し、意見聴取等を実施していきます。説明は以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

じゃあ、質疑のある方お願いします。

よろしいですかね。結構細かい部分まで説明していただきましたが。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで先ほどお話しさせていただきました追加の報告事項の申出がございますので、高齢福祉課長、よろしくをお願いします。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 事前に通告させてもらっておりませんでしたけれども、急遽、報告事項が発生しましたので、この場を借りて報告させていただきます。

実は兼山にあるやすらぎ館という老人福祉センターですけれども、そちらの建物において地盤沈下が発生しまして、今、一部部屋を使用禁止処置とさせていただいております。

まだ原因等は分かりませんが、施設住宅課の建築士等と現場等を確認してもらっている段階においては、何らかの原因で土砂が流出していることによって、本体の建物が平成4年に建てられている、旧の兼山町時代に建てられていて、その後増築された部分があるんですね、本体の建物にくっつけて。その増築した部分のほうがちよっと地盤沈下が激しくて、壁の亀裂とか床が結構ぱかっと割れてきているような状態になっております。

こちらの部分の対策とかそういったものは、原因等も含めて精査させていただいて対応していくことになるかと思いますが、いつまでにどうこうということがちょっと今の時点で言えないんですけれども、当面の間、今傾きが出てきていて、ちよっと地盤沈下が激しい、継ぎ足した増築部分について使用禁止という形でさせてもらっておって、ほかの老人福祉センターの建物の支障のない部分の部屋等で活動できる分についてはそちらで活動、もしくは地区センターのほうが比較的余裕があるもんですから、地区センターのほうで活動してもらうような形で団体さんとか利用者の方には御案内させてもらっているというような状態となっております。以上となります。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

質疑ございますか。

○副委員長（渡辺仁美君） 具体的には、どのお部屋が今使用禁止状態ですか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 具体的には、やすらぎ館に行かれた方は分かるかと思いますが、玄関入って右手、東側のほうに多目的ルームという床張りの部屋があるんですね。その部屋とその奥に相談室というのがあります。その部屋になっております。

○副委員長（渡辺仁美君） じゃあ、玄関入ったら右側部分で個室的に使う、そういう目的のための部屋、多目的ルームとそれから相談室ということですね。

ということは、左側の和室と南向きかしら、そこは大丈夫なんですか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 和室のところは、もともとの本体の建物のほうにおいては特段支障がない状態ですので利用はできているということで、あくまでも増築したところの多目的ルームと相談室のみを今使用禁止という処置をさせていただいております。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

他に質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

では、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで、暫時休憩とします。

以降の議事は委員のみでの協議となりますので、執行部の方は御退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

休憩 午前10時26分

---

再開 午前10時27分

○委員長（川合敏己君） それでは会議を再開いたします。

3. 協議事項、1. 議会報告会についてを議題とします。

当委員会には、広聴部会の副座長、渡辺副委員長がいらっしゃいますので、御説明をお願いいたします。

○副委員長（渡辺仁美君） 令和6年度議会報告会、下半期の議会報告会について、先日、広聴部会でいろんな協議をいたしまして、2月の議会報告会について、ぜひ3常任委員会ですはテーマを決めていただきたいということになりました。

議会報告会の進行のあらましなんですけど、2部制になっておりまして、1部で初の試みなんですけれども、フリースピーチをすることに決まりまして、市民の皆さんから募集して4名の方を選定し、そのテーマについてはあらかじめきちっと、あまりふさわしくないもの、国や県に対する要望ですとか、そういったものは除いた上で、身近なテーマに沿って1人5分のスピーチをしていただきます。

そして、こちらからの質問も含めて、お一人最大で10分ということで、1部が4人しますと40分、その市民スピーチのテーマに沿ったものでなくてもよいので、2部のほうで3つの常任委員会に分かれます討議についてのテーマをここで決めいただくということで、本会期中には決定をいたしますので、その点よろしくお願いします。委員長、お願いします。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

全く第1部と切り離して考えていいんですね。

○副委員長（渡辺仁美君） そうです。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

先ほど私、副座長と申し上げましたが、副部会長でございました。申し訳ございませんでした。

ということでございます。ちなみに、昨年度は子育て支援についてということで、たくさんの方の市民の皆さんに集っていただいて、申し訳ございません、私、当日体調不良で欠席してしまったので、非常に盛況だったということを伺いまして、また大変だったということ伺いました。

漠とした内容であれば、結構大勢の方が集っていただけそうな気もするんですけども、内容を絞ってしまいますと、集っていただける方が少なくなってしまう可能性もございます。ただ、あまり専門性に特化した内容になってしまうと、今度はもう本当に人が、そういう専門家が集まってしまって、後から市民の方が入ったときに、そのグループに、ちょっと意見が言えなくなってしまうというようなことも経験しておりますので、そういったことも過去の経験も踏まえた上で、ちょっとテーマをこの場で決めてしまわなければいけませんので、よろしく願いいたします。

じゃあ、テーマについてのみ皆さんから、視察のときに1人1つずつテーマを考えてきてくださいということをお願いしましたので、あとは委員長、副委員長に一任しますとかいうような形ではなくて、ここでちょっとテーマを決め切ってしまいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

どうでしょう。ちょっと林委員にはちょっとその旨は申し伝えてはおりませんでしたので、一番最後に思い当たるというものがあればよろしく願いいたします。

○委員（田口豊和君） 専門的と言われるとちょっと尻込みしちゃうんですけど、福祉的な移動支援とかどうでしょうか。

○委員長（川合敏己君） 福祉的な移動支援。

○委員（田口豊和君） よろしく願いします。

○委員長（川合敏己君） 取りあえずテーマだけ上げていきたいと思います。

○委員（酒向さやか君） 今日御説明のあった子ども・子育て支援事業計画案の中にもアンケート結果で小学生以上の親御さんのアンケート結果だと、可児市は子育てしやすいまちだと感じるかで、「そう思う」というパーセンテージが未就学児の保護者と比べるとがくっと下がるんですね。子供の放課後の過ごし方なんかはいろいろ言われていたりして、去年もキッズクラブに関して行政が求めること、支援員の方が思うこと、保護者の思いが整合性が取れていないというか、バランスが悪いように感じられたので、子供たちの放課後の過ごし方という意味で、キッズクラブの在り方について議論してみるのもいいんじゃないかなと思います。

○委員長（川合敏己君） キッズクラブの在り方。

○委員（酒向さやか君） 子供たちのためになるキッズクラブの在り方というんですかね。放課後の居場所としてのキッズクラブの在り方。

○委員長（川合敏己君） 子供たちのためのキッズクラブの在り方という感じですか。

○委員（酒向さやか君） はい。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

○委員（富田牧子君） 私は、ボランティア団体が本当に減っているというか、すごい少ないんで、どうしたらボランティアの人にたくさん来てもらえるようになるのか、50代、60代の人がいらないんです、ボランティア70代以上なんですね。そういうことをちょっとみんなで考えてみるのもどうかかと。

○委員長（川合敏己君） ボランティア活動をしてくださる方を増やすためにみたいな感じですかね。ちょっとすみません。

○委員（富田牧子君） そんな感じですよ。

○副委員長（渡辺仁美君） 私は2つあって、先ほど田口委員がおっしゃった福祉的な移動支援のちょっと専門的になってしまう一部の方に特化した福祉移動支援。移動支援について一時教育福祉委員会でも考えようという時期がございましたね。それを掘り下げてもいいかなというふうに思っておりますけど、言葉をどうふうにしたらいいかは、ちょっとまだそこまで考えていないのが1つと、あと、やはり子ども・子育て支援事業計画が新たになる段階で少し悩みが聞ける、特に低年齢の子を持つ親さんの悩みが聞けるような場にもしたいので、子育て支援についてを言葉を、皆さんを引きつけやすい言葉に変えて、この2点を思いついた次第です。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

そうすると先ほどの田口委員の、これは福祉的なのという言葉が必要ですか。

○副委員長（渡辺仁美君） 私、田口委員のおっしゃる福祉的な移動支援について、少し田口委員とお話をさせていただいたので、このことは非常に大切な問題だと思いますし、その部分を底上げすると移動支援全体もよくなっていくという考え方からすると、もう福祉的な移動支援に特化して今回のテーマにつなげるか、あるいは福祉的な部分を外して、もう少し建設市民委員会がやりそうな雰囲気にするかはちょっと迷うところではありますけど、いっそ特化してもいいかなとも思っております。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

そうすると、田口委員の意見と渡辺委員の意見は統合します。

あとは、今の可児市の子育て支援についてということで市民の方に、これちょっと多分去年と同じような内容になると思いますけど。

ではすみません、林委員、何か御意見ありましたら。

○委員（林 則夫君） 子育て支援の一環にもなるかと思いますが、試行錯誤をいろいろやっておりますけれども、不登校生徒、これが何か増加しているようですけれども、可児市でも夜間中学校の新設を考えたかどうかということテーマにしてみたらと思います。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

夜間中学校の新設について。ありがとうございます。

じゃあ、最後、野呂委員、お願いします。

今まで出た意見の中で共感するものでもいいですし、よろしいですか。

それではですね。ありがとうございました。

じゃあ、これからちょっと絞ってまいりますので、今、福祉的な移動支援、それから子供たちのためのキッズクラブの在り方、そしてボランティア活動をしてくださる方を増やすために、それからあとは、今の可児市の子育て支援について。そして夜間中学校についてとい

うことで、5つの御意見が出ましたけれども、この5点であと絞っていきたいと思いますが、今、ほかの御意見も聞いた上で、これがいいなというのがもしあれば、この中から絞っていきたいと思いますので、皆さんの忌憚のない御意見をいただきたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 午前10時39分

---

再開 午前11時01分

○委員長（川合敏己君） それでは、会議を再開いたします。

福祉的な移動支援について、また子供たちのためのキッズクラブの在り方、そしてボランティア活動の人材を増やすために、また夜間中学校について、そして今の可児市の子育て支援についてというような御意見がありましたけれども、ちょっとこれを現実集まっていたたく方、市民の方のことも踏まえて、テーマを子供の居場所づくりについてということで行きたいと思いますが、このテーマでよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

では、子供の居場所づくりについてということで、今回は教育福祉委員会の議会報告会の分科会のテーマとして上げていきたくと思いますので、よろしくお願ひします。

詳しい部分の説明については、また委員長、副委員長にちょっとお任せいただいて、説明文を考えさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

では次に、2. 視察についてを議題といたします。

本日はすけれども、午後、蘇南中学校の校内教育支援センターの視察に行きたいと思ひます。

事前にメールでのお知らせがございましたので、皆さん周知されているかと思ひますが、集合場所について、正面玄関に集合時間3時10分をお願いをしたいと思ひますので、1台では乗り切れませんので、今回はすみません、田口委員と田口委員の車椅子を乗っけて、酒向委員が酒向委員の車で1台行っていただきますので、よろしくお願ひをいたします。その他の方は正面玄関に3時10分にお集まりください。ではよろしくお願ひをいたします。

以上で本日の案件は全て終わりました。

その他何かございましたらお願ひをいたします。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午前11時04分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月13日

可児市教育福祉委員会委員長